

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）
意見募集の趣旨	令和 3 年 4 月 1 日におおむね 5 年ごとの県の基本方針の見直しが実施されたことに伴い、市の基本構想においても県の基本方針に即するものとされているため、見直しを実施するものです。 なお、基本構想とは市が将来の農業のあるべき姿について、今後の農業振興を推進していく目標であり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、目標とすべき労働時間、所得水準等を示すものであります。 この基本構想の見直しにあたり、意見提出手続を提出するものです。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 この手続に利害関係を有する方
意見の募集期間	令和 3 年 1 0 月 1 日（金）～ 1 1 月 1 日（月）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「手続に利害関係を有する方」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、素案のどの部分に対しての意見かを明記してください（素案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階農林振興課へ提出してください（土、日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 桐生市役所農林振興課あてお送りください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・norinshinko@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けません。
参考資料	・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）新旧対照表
担当	産業経済部 農林振興課 農業振興担当 電話 0277-46-1111（内線 840）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた方の氏名等の個人情報公表はしません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいたご意見に対しての個別回答はいたしません。